

第8回紋別市教育委員会定例会

○齋藤教育長

次に、議案第3号「令和2年度から使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について」を議題といたします。本案について、提案理由の説明を求めます。

浜屋学務課長。

○浜屋学務課長

ただ今上程されました議案第3号「令和2年度から使用する小学校及び中学校用教科用図書の採択について」、提案理由の説明を申し上げます。次ページをご覧ください。「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第13条の規定により、採択地区において教科用図書の採択をするものであります。オホーツク管内においては、第9地区教科用図書採択教育委員会協議会を設置いたしまして、教科ごとに令和2年度から使用する教科用図書について総合的に審議を行い、全会一致で決定したとことでもあります。紋別市教育委員会におきましては、採択の決定について審議し、「採択決定報告書」を事務局の北見市へ報告するものであります。はじめに、令和2年度の小学校用教科用図書につきましては、すべての教科書について新たに採択を行うこととなり、小学校用教科用図書一覧のとおり協議会において決定されております。次に、令和2年度の中学校用教科用図書につきましては、特別の教科道徳以外の教科書について新たに採択を行うこととなりますが、平成30年度検定において新たに合格した図書がなかったことから、基本的に前回、平成26年度検定合格図書より決定するものとされておりますので、昨年と同様の中学校用教科用図書一覧のとおり協議会において決定されております。2ページ目をごらんください。令和2年度の小中学校特別支援学級用教科用図書の採択となります。学校教育法附則第9条に規定により、特別の教育課程を編成し、教科により当該学年用の文科省検定済教科書を使用することが適当でない場合に、文科省検定済教科書の低学年用及び文科省著作教科書並びに一般図書を使用することができることになっております。この度、一覧表のとおり一般図書について協議会において協議会において決定されております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。

○齋藤教育長

これより、議案第3号について質疑を行います。何か、ございませんか。

○各委員

なし

○齋藤教育長

これで質疑を終わります。議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

○各委員

意義なし

○齋藤教育長

異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり決定されました。

これで議案第3号を終わります。